

令和6年能登半島地震 何でも無料電話相談



そのつらさ ひとりで抱え込まないで



金沢弁護士会

電話受付: **080-8995-9483**

受付時間: 平日10:00~16:00(12:00~13:00除く)

電話受付後、当会担当の弁護士が、折り返しのお電話をして、相談に応じます。

日本弁護士連合会

電話番号: **0120-254-994**

受付時間: 平日および土日10:00~16:00 (2月12日・23日、3月20日、4月29日を除く)

東京または大阪の担当弁護士が、直接相談に応じます。

相談受付にあたり、日本司法支援センター(法テラス)の被災者相談援助制度を利用する場合があります。ご相談者の氏名・生年月日・住所等をお伺いする可能性がありますので、ご了承ください。

ホームページにも様々な支援情報を随時掲載しています。

金沢弁護士会

検索



弁護士による
和解のあっせん
—災害ADR—

あなたのトラブル

話し合いで解決しませんか？

地震によって、ご近所、貸主・借主、勤務先、取引先などとの間で生じたトラブルについて、弁護士が、当事者それぞれのご意見を聞きながら、話し合いによる公平・円満な解決を目指します

おすすめのポイント

01 申立ては無料

利用の申し込みをするのに、費用はかかりません。ただし、和解が成立した場合などには、別途、手数料がかかります。

02 迅速にトラブルを解決

話し合いの期日は1～3回開催して、3か月程度の早期解決を目指します。

03 柔軟な方法で話し合い

電話やテレビ会議を利用して話し合いをすることができます。また、必要に応じて、被災地で話し合いをすることも可能です。

ご利用の流れ

金沢弁護士会に電話



弁護士が事案の概要を聞き取り、
申立てをサポート



相手方に参加の意向を確認



弁護士が間に立って、
解決に向けた話し合い



和解成立・不成立

まずは金沢弁護士会に
お電話ください

076-221-0242

※お電話では「災害ADRを利用したい」とお伝えください

受付時間：平日 午前10時～午後4時
(土日祝日を除く)

